

奈良県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
藤原 綾美	大和郡山市南郡山町三三三一 一 サンハイム南郡山一〇一	令和七年三月二十六日